

## 令和3年第4回伊賀市教育委員会 議事日程

令和3年3月18日 16:00～  
伊賀市役所 5階 会議室 501

・開会宣言（開会あいさつ）

日程第1 議事録署名委員の指定について

日程第2 令和3年第3回伊賀市教育委員会議事録の確認について

日程第3 議案第14号 教育委員会職員の任免等について

議案第15号 伊賀市同和奨学金支給規則及び伊賀市奨学金支給規則の一部改正について

議案第16号 伊賀市教育委員会の後援等に係る事務取扱要綱の一部改正について

日程第4 議案第17号 伊賀市給食センターの管理・運営に関する規則の一部改正について

議案第18号 伊賀市就学等に関する細則の一部改正について

議案第19号 伊賀市立学校（園）の管理及び運営に関する規則の一部改正について

議案第20号 伊賀市学校いじめ問題相談員設置要綱の一部改正について

日程第5 議案第21号 伊賀市公民館使用規則の一部改正について

議案第22号 教育キャンプ実施運営要綱の一部改正について

日程第6 議案第23号 伊賀市文化財保護条例施行規則の一部改正について

日程第7 議案第24号 伊賀市上野図書館規則の一部を改正する規則について

日程第8 議案第25号 初瀬街道交流の館たわらや設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

日程第9 報告説明事項

① 「伊賀市教育大綱」の改定について

② 市立小中学校教職員の人事異動について

③ 令和3年度小中学校及び桃青の丘幼稚園の入学（入園）式について

- ④ 令和3年4月の生涯学習関係主要事業計画について
- ⑤ その他

議案第 14 号

教育委員会職員の任免等について

教育委員会職員の任免等について、次のとおり承認を求める。

令和3年3月18日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

異動内容 別紙（案）のとおり 【詳細資料省略】

議案第 15 号

伊賀市同和奨学金支給規則及び伊賀市奨学金支給規則の一部改正について

伊賀市同和奨学金支給規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 13 号）及び伊賀市奨学金支給規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 14 号）の一部改正を改正する規則について下記のとおり検討を求める。

令和 3 年 3 月 18 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- |        |  |
|--------|--|
| 1 改正理由 | 行政手続きにかかる押印等の見直し方針による押印廃止のため改正しようとするものである。 |
| 2 改正内容 | 別紙のとおり                                     |
| 3 施行期日 | 令和 3 年 4 月 1 日                             |

伊賀市同和奨学金支給規則及び伊賀市奨学金支給規則の一部を改正する規則  
(伊賀市同和奨学金支給規則の一部改正)

第1条 伊賀市同和奨学金支給規則(平成16年伊賀市教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「課税証明書、住民税納税通知書(写)又は伊賀市同和奨学金支

給申請に係る課税台帳閲覧の同意書(様式第2号)」を「住民税課税証明書又は住民税納

税通知書の写し」に改め、同条第2項第1号中「様式第3号」を「様式第2号」に改め、同項第3号中「課税証明書、住民税納税通知書(写)又は伊賀市同和奨学金支給申請に係る課税台帳閲覧の同意書(様式第2号)」を「住民税課税証明書又は住民税納税通知書の写し」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定により書類を提出する場合で、様式第1号又は様式第2号において住民

税の課税状況の確認・調査に関して同意し、教育委員会が第8条に規定する奨学生の決

定に必要な住民税の課税状況を確認できるときは、第1項第4号又は前項第3号に掲げ

る書類の提出を省略することができる。

第8条中「様式第4号」を「様式第3号」に、「様式第5号」を「様式第4号」に改め

る。  
第9条中「様式第6号」を「様式第5号」に改める。

第11条中「様式第7号」を「様式第6号」に改める。

第12条第2項中「様式第8号」を「様式第7号」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

【様式第1号】

【様式第2号】

様式第3号を削る。

様式第4号中「20,000円」を「円」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第5号を様式第4号とする。

様式第6号中、「奨学生、保護者として、伊賀市同和奨学金支給条例」を「伊賀市同和奨学金支給条例」に改め、「㊤」を削り、同様式を様式第5号とする。

様式第7号中「㊤」を削り、同様式を様式第6号とする。

様式第8号を様式第7号とする。

(伊賀市奨学金支給規則の一部改正)

第2条 伊賀市奨学金支給規則(平成16年伊賀市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「課税証明書、住民税納税通知書(写)又は伊賀市奨学金支給申

請に係る課税台帳閲覧の同意書(様式第2号)」を「住民税課税証明書又は住民税納税通

知書の写し」に改め、同条第2項中「前項第2号、第4号」を「伊賀市奨学金継続支給申

請書(様式第2号)並びに前項第2号及び第4号」に改め、同条に次の1項を加え

る。

3 前2項の規定により書類を提出する場合で、様式第1号又は様式第2号において住民

税の課税状況の確認・調査に関して同意し、教育委員会が第4条に規定する奨学生の決

定に必要な住民税の課税状況を確認できるときは、第1項第4号に掲げる書類の提出を

省略することができる。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

【様式第1号】

【様式第2号】

様式第4号中「奨学生保護者として」及び「㊟」を削る。

様式第5号中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 16 号

伊賀市教育委員会の後援等に係る事務取扱要綱の一部改正について

伊賀市教育委員会の後援等に係る事務取扱要綱（平成 18 年伊賀市教育委員会告示第 6 号）の一部を改正する告示について下記のとおり検討を求める。

令和 3 年 3 月 18 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷 口 修 一

記

- 1 提案理由            行政手続きにかかる押印等の見直し方針による押印廃止のため所要の改正をしようとするものである。
- 2 改正内容            別紙のとおり
- 3 施行期日            令和 3 年 4 月 1 日

伊賀市教育委員会の後援等に係る事務取扱要綱の一部を改正する告示  
伊賀市教育委員会の後援等に係る事務取扱要綱（平成 18 年伊賀市教育委員会告示  
第 6 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 4 号中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。



議案第 17 号

伊賀市給食センターの管理・運営に関する規則の一部改正について

伊賀市給食センターの管理・運営に関する規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 20 号）の一部を改正する規則について下記のとおり検討を求める。

令和 3 年 3 月 18 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷 口 修 一

記

- 1 提案理由            校区再編計画に基づき、玉滝小学校を廃止し、阿山小学校に統合するため、いがっこ給食センター元気の給食提供校を改正する。
- 2 改正内容            別紙のとおり
- 3 施行期日            令和 3 年 4 月 1 日

伊賀市給食センターの管理・運営に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市給食センターの管理・運営に関する規則（平成16年伊賀市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表いがっこ給食センター元気の項中「玉滝小学校、」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 18 号

伊賀市就学等に関する細則の一部改正について

伊賀市就学等に関する細則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 19 号）の一部を改正する規則について下記のとおり検討を求める。

令和 3 年 3 月 18 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷 口 修 一

記

- 1 提案理由            校区再編計画に基づき、玉滝小学校を廃止し、阿山小学校に統合するため小学校の通学区を改正する。
- 2 改正内容            別紙のとおり
- 3 施行期日            令和 3 年 4 月 1 日

伊賀市就学等に関する細則の一部を改正する規則

伊賀市就学等に関する細則（平成16年伊賀市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1 玉滝の項を削り、同表阿山の項中「湯舟」を「湯舟 玉滝 内山 槇山」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 19 号

伊賀市立学校（園）の管理及び運営に関する規則の一部改正について

伊賀市立学校（園）の管理及び運営に関する規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 18 号）の一部を改正する規則について、下記のとおり検討を求める。

令和 3 年 3 月 18 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 改正の理由            来年度よりすべての学校（園）に学校運営協議会が設置され、それに伴い学校評議員が廃止されるため、及び中学校学習指導要領が改正されたために、所要の改正を行おうとする。
- 2 改正内容            別紙のとおり
- 3 施行期日            令和 3 年 4 月 1 日

伊賀市立学校（園）の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則  
伊賀市立学校（園）の管理及び運営に関する規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「平成 20 年文部科学省告示第 28 号」を「平成 29 年文部科学省告示第 64 号」に改める。

第 42 条を次のように改める。

第 42 条 削除

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 20 号

伊賀市学校いじめ問題相談員設置要綱の一部改正について

伊賀市学校いじめ問題相談員設置要綱（平成 24 年伊賀市教育委員会告示第 19 号）の一部改正について、下記のとおり検討を求める。

令和 3 年 3 月 18 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 改正理由            2021（令和 3）年度から全ての小中学校に学校運営協議会制度が導入され、また、それに伴って学校評議員及び学校評価委員が廃止されることを受け、所要の改正を行おうとする。
- 2 改正内容            別紙のとおり
- 3 施行期日            令和 3 年 4 月 1 日

伊賀市学校いじめ問題相談員設置要綱の一部を改正する告示  
伊賀市学校いじめ問題相談員設置要綱（平成 24 年伊賀市教育委員会告示第 19 号）  
の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「学校評議員、学校評価委員」を「学校運営協議会委員」に改める。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。



議案第 21 号

伊賀市公民館使用規則の一部改正について

伊賀市公民館使用規則（平成 24 年伊賀市教育委員会規則第 6 号）の一部を改正する規則について下記のとおり検討を求める。

令和 3 年 3 月 18 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 改正理由 伊賀市行政手続きに係る押印等見直しに伴い、様式における押印欄を廃止するため、所要の改正を行おうとする。
- 2 改正内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日

伊賀市公民館使用規則の一部を改正する規則  
伊賀市公民館使用規則（平成24年伊賀市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第5号及び様式第6号中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 22 号

教育キャンプ実施運営要綱の一部改正について

教育キャンプ実施運営要綱(平成 16 年教育委員会告示第 7 号)の一部改正について、  
下記のとおり検討を求める。

令和 3 年 3 月 18 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 改正理由 伊賀市行政手続きに係る押印等見直しに伴い、教育キャンプ実施運営要綱中の別記様式(第 4 条関係)押印欄の廃止と、「教育キャンプにおける確認書」を提出書類として明記するため。
- 2 改正内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日

教育キャンプ実施運営要綱の一部を改正する告示

教育キャンプ実施運営要綱（平成 16 年伊賀市教育委員会告示第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「教育キャンプ実施期間（以下「期間」という。）」を「教育キャンプの実施期間」に改める。

第 3 条中「教育キャンプ実施者」を「教育キャンプを実施する者」に改め、同条第 3 号中「委員会」を「伊賀市教育委員会（以下「委員会」という。）」に改める。

第 4 条第 1 項中「別記様式）」を「様式第 1 号。以下「計画書」という。）及び教育キャンプ実施にかかる確認書（様式第 2 号）」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 委員会は、前項の規定により提出された計画書を審査し、適当であると認めるときは、当該計画書により実施されるキャンプを教育キャンプと認定する。

第 5 条第 6 号中「傷病」の次に「及び感染症等」を加え、「努めなければならない」を「努めること」に改める。

別記様式中「㊦」を削り、「青少年健全育成に資する活動の教育キャンプ実施団体」を「上記計画に基づき実施するキャンプを教育キャンプ」に改め、同様式を様式第 1 号とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

【様式第 2 号】

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 23 号

伊賀市文化財保護条例施行規則の一部改正について

伊賀市文化財保護条例施行規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 34 号）の一部を改正する規則について下記のとおり検討を求める。

令和 3 年 3 月 18 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- |   |      |  |
|---|------|--|
| 1 | 改正理由 | 行政手続きにかかる押印等の見直し方針による押印廃止のため改正しようとするものである。 |
| 2 | 改正内容 | 別紙のとおり                                     |
| 3 | 施行期日 | 令和 3 年 4 月 1 日                             |

伊賀市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則  
伊賀市文化財保護条例施行規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 34 号）の一部  
を次のように改正する。

様式第 1 号から様式第 5 号まで及び様式第 9 号から様式第 21 号までの規定中「㊟」  
を削る。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 24 号

伊賀市上野図書館規則の一部を改正する規則について

伊賀市上野図書館規則（平成 16 年教育委員会規則第 27 号）の一部を改正する規則について、下記のとおり検討を求める。

令和 3 年 3 月 18 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 改正理由 伊賀市行政手続きに係る押印等の見直し方針に基づき、押印を廃止するため様式を改正するため。
- 2 改正内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日

伊賀市上野図書館規則の一部を改正する規則  
 伊賀市上野図書館規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

「  
 様式第 1 号中 

館 長	係 長	係

 及び「㊟」を削る。

」  
 「  
 様式第 1 号の 3 及び様式第 1 号の 4 中 

館 長	係 長	係

」

及び「㊟」を削る。  
 「  
 様式第 5 号中 

年 月 日		
許可してよろしいか		
館 長	係 長	係

 を削る。  
 」

附 則  
 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。



議案第 25 号

初瀬街道交流の館たわらや設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

初瀬街道交流の館たわらや設置及び管理に関する条例施行規則（平成 17 年伊賀市教育委員会規則第 2 号）の一部を改正する規則について下記のとおり検討を求める。  
令和 3 年 3 月 18 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 改正理由 伊賀市行政手続きに係る押印等見直しに伴い、様式における押印欄を廃止するため、所要の改正を行おうとする。
- 2 改正内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日

初瀬街道交流の館たわらや設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

初瀬街道交流の館たわらや設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年伊賀市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「氏名                      ㊟」を「氏名」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## 令和3年第4回伊賀市教育委員会定例会議事録

1. 開催日時 : 2021年(令和3年)3月18日(木曜日) 16時
2. 開催場所 : 伊賀市役所 5階 会議室501
3. 出席者 : 谷口教育長、内藤委員、谷本委員、中委員、野口委員、中林事務局長、山森学校教育推進監、東教育総務課長、二井学校教育課長、中井生涯学習課長(兼中央公民館長兼上野公民館長兼島ヶ原公民館長)、笠井文化財課長、福島いがっこ給食センター夢所長、岡澤いがっこ給食センター元気所長(兼大山田給食センター所長)、中原いがまち公民館長(兼上野図書館いがまち分館長)、福谷阿山公民館長(兼上野図書館阿山分館長)、円界大山田公民館長(兼上野図書館大山田分館長)、垣内青山公民館長(兼上野図書館青山分館長)、中岡上野図書館長
4. 傍聴人 : なし
5. 協議事項 : (議案第14号)教育委員会職員の任免等について  
(議案第15号)伊賀市同和奨学金支給規則及び伊賀市奨学金支給規則の一部改正について  
(議案第16号)伊賀市教育委員会の後援等に係る事務取扱要綱の一部改正について  
(議案第17号)伊賀市給食センターの管理・運営に関する規則の一部改正について  
(議案第18号)伊賀市就学等に関する細則の一部改正について  
(議案第19号)伊賀市立学校(園)の管理及び運営に関する規則の一部改正について  
(議案第20号)伊賀市学校いじめ問題相談員設置要綱の一部改正について  
(議案第21号)伊賀市公民館使用規則の一部改正について  
(議案第22号)教育キャンプ実施運営要綱の一部改正について  
(議案第23号)伊賀市文化財保護条例施行規則の一部改正について  
(議案第24号)伊賀市上野図書館規則の一部を改正する規則について  
(議案第25号)初瀬街道交流の館たわらや設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
6. 報告説明事項 : ① 「伊賀市教育大綱」の改定について  
② 市立小中学校教職員の人事異動について  
③ 令和3年度小中学校及び桃青の丘幼稚園の入学(入園)式について

④ 令和3年4月の生涯学習関係主要事業計画について

⑤ その他

閉会： 17時18分 署名委員 野口委員

教育長 皆様方には大変お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。ただいまから令和3年第4回の伊賀市教育委員会定例会を始めさせていただきます。本日は、委員全員が出席しており会議は成立しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございますが、このように取り扱うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議なしと認めます。よって、本日の議事日程については、お手元に配付のとおりといたします。それでは、これより議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指定 野口委員

教育長 日程第2 令和3年第3回伊賀市教育委員会議事録の確認についてであります。事前送付いたしました議事録について、一部訂正などを求めたいといったことがございましたら、ご発言ください。

(なしの声)

教育長 それでは、議事録につきましては、このように取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

教育長 議事録は、事前送付の内容のとおりにすることといたします。

教育長 それでは、協議事項に入ります。  
日程第3 議案第14号 教育委員会職員の任免等についてを議題といたします。  
本議案につきまして、事務局長より説明をお願いします。

(事務局長説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。

議案第 14 号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長

全員一致でございます。

よって、議案第 14 号は、可決いたしました。

続きまして議案第 15 号 伊賀市同和奨学金支給規則及び伊賀市奨学金支給規則の一部改正について、議案第 16 号 伊賀市教育委員会の後援等に係る事務取扱要綱の一部改正について、いずれも行政手続きに係る押印等の見直しに伴う一部改正となりますので一括議題といたします。

本議案につきまして、教育総務課長から説明をお願いします。

(教育総務課長説明)

教育長

ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

委 員

奨学金の中にはササユリ奨学金もあると思いますが、そちらについてはどうなりますか。

教育総務課長

ササユリ奨学金につきましては、市の規則となりますのでそちらで押印等の一部改正の手続きをしております。

教育長

他に、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長

ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長

ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。  
採決については一議案ずつ行います。  
議案第 15 号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長

全員一致でございます。

よって、議案第 15 号は、可決いたしました。

議案第 16 号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長

全員一致でございます。

よって、議案第 16 号は、可決いたしました。

日程第 4 議案第 17 号 伊賀市給食センターの管理・運営に関する規則の一部改正について、議案第 18 号 伊賀市就学等に関する細則の一部改正について、いずれも校区再編に伴う一部改正となりますので一括議題といたします。

本議案につきまして、学校教育課長から説明をお願いします。

(学校教育課長説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。  
採決については一議案ずつ行います。  
議案第 17 号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。  
よって、議案第 17 号は、可決いたしました。  
議案第 18 号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。  
よって、議案第 18 号は、可決いたしました。  
続きまして議案第 19 号 伊賀市立学校(園)の管理及び運営に関する規則の一部改正について、議案第 20 号 伊賀市学校いじめ問題相談員設置要綱の一部改正について、いずれも学校運営協議会制度導入に伴う一部改正となりますので一括議題といたします。

本議案につきまして、学校教育課長から説明をお願いします。

(学校教育課長説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

委 員 学校運営協議会委員は何人で構成されますか。

学校教育課長 学校規模によって異なりますが、次年度は 5 名程度からスタートする予定です。これまでの学校評議員、学校評価委員であった方を中心に次年度の学校運営協議会を考えている学校が多いと聞いております。

教育長 他に、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。  
採決については一議案ずつ行います。  
議案第 19 号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。  
よって、議案第 19 号は、可決いたしました。  
議案第 20 号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。  
よって、議案第 20 号は、可決いたしました。  
日程第 5 議案第 21 号 伊賀市公民館使用規則の一部改正について、議案第 22 号 教育キャンプ実施運営要綱の一部改正について、いずれも行政手続きに係る押印等の見直しに伴う一部改正となりますので一括議題といたします。  
本議案につきまして、生涯学習課長から説明をお願いします。

(生涯学習課長説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。  
採決については一議案ずつ行います。  
議案第 21 号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。  
よって、議案第 21 号は、可決いたしました。  
議案第 22 号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。  
よって、議案第 22 号は、可決いたしました。  
日程第 6 議案第 23 号 伊賀市文化財保護条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。  
本議案につきまして、文化財課長から説明をお願いします。

(文化財課長説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長                   ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長                   ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。  
議案第 23 号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長                   全員一致でございます。  
よって、議案第 23 号は、可決いたしました。  
日程第 7 議案第 24 号 伊賀市上野図書館規則の一部を改正する規則につ  
いてを議題といたします。  
本議案につきまして、上野図書館長から説明をお願いします。

(上野図書館長説明)

教育長                   ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長                   ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長                   ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。  
議案第 24 号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長                   全員一致でございます。  
よって、議案第 24 号は、可決いたしました。  
日程第 8 議案第 25 号 初瀬街道交流の館たわらや設置及び管理に関する  
条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。  
本議案につきまして、青山公民館長から説明をお願いします。

(青山公民館長説明)

教育長                   ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長                   ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。  
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長                   ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。  
議案第 25 号に対し、原案通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。



(委員の挙手)

- 教育長 全員一致でございます。  
よって、議案第 25 号は、可決いたしました。  
日程第 9 報告説明事項に移ります。
- 教育総務課長 事項①番 「伊賀市教育大綱」の改定について
- 学校教育課長 事項②番 市立小中学校教職員の人事異動について
- 学校教育課長 事項③番 令和 3 年度小中学校及び桃青の丘幼稚園の入学（入園）式について
- 生涯学習課長 事項④番 令和 3 年 4 月の生涯学習関係主要事業計画について
- 事項⑤番 「その他」
- ・上野図書館関係事業等について
  - ・GIGA スクールの進捗状況について
  - ・今後の公民館、図書館について
  - ・LGBT の教育について
  - ・スクールバスの運行状況について
- 教育長 以上で、本日の教育委員会に付議されました案件は、全て議了いたしました。  
事務局から連絡等ございましたら、お願いします。
- 連絡：・次回教育委員会等の開催について
- 教育長 それでは、これもちまして、第 4 回定例会は閉会といたします。  
議事協力どうもありがとうございました。

17 時 18 分終了

以上会議の顛末を録し個々に署名する

教 育 長

教 育 委 員